

第5回 益城町子ども・子育て会議

1 開催日時

平成26年10月31日(金)

13時30分～16時30分

2 会場

益城町役場 3階大会議室

3 出席委員(順不同)

委員13名

飯星るみ委員、岡元聡委員、木村由美子委員、重浦悦子委員、高林秀明委員、田中晴美委員、谷川淳子委員、深草安世委員、福島基紀委員、福山佐代子委員、森田恭子委員、吉川孝敏委員、渡辺まゆみ委員

4 欠席者

委員2名

川地純一委員、益満善寿委員

5 議事次第

1.開会

2.議事

(1)益城町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について

①教育・保育事業、子ども子育て支援事業に係わる需要量見込み確定

②教育・保育事業、子ども子育て支援事業に係わる提供体制の確保方策の確定

(2)保育の必要性の認定の基準(案)について

(3)利用定員(案)について

(4)町立保育所の開所時間(案)について

3.閉会

1. 開会

■事務局

ただいまより益城町第 5 回子ども・子育て会議を始めさせていただきます。それから本日の議題ですが、(1)の益城町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)ということで教育保育事業、それから子ども子育て支援事業に係わる需要見込み等確保方策について現時点で確定したいと考えております。

それから(2)の保育の必要性の認定の基準(案)ですが、これは国から町で定めなければならないとなっています。それを基に入所にかかる点数を審議いただきまして今日決定していただくこととなります。

議題の(3)ですが、保育所、幼稚園それから地域型保育事業というものがあります。その利用定員ということで出しております。これも定めなければならないとなっていますのでよろしくお願いします。

(4)の町立保育所の開所時間(案)と示していますが、これは土曜日の開所時間です。事務局から提案させていただきますのでよろしくお願いします。

それと欠席の連絡です。川地委員、益満善寿委員が欠席となっています。

資料の確認をします。

- ・次第
 - ・(仮称)益城町子ども・子育て支援事業計画素案
 - ・3号0歳の見込み
 - ・益城町保育の必要性の認定に関する規則
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・保育需要の状況
 - ・高林メモ
 - ・益城町、0歳児、1歳児の保護者の産休・育休・介護休業中の割合
- 以上です。それでは高林会長へお任せしたいと思います。よろしくお願いします。

2. 議事

○高林会長

今日は大事な議題が4つほどありますので、活発なご意見をいただきたいと思います。

益城町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)についてです。これについて需要量の見込みと確保方策の確定となっているので重要です。事前に資料を読ませていただいて打ち合わせしましたが前回の数字と変わっているところがあります。前回の子ども子育て会議の0歳児の3号認定です。27年度は207。31年度は191という数字だったのですが、7月10日付けに内閣府から算出方法に基づいて再計算をすると27年度が119、31年度は110という数字になりました。変

更点があり、これを見ると0歳児のニーズが減らされている。規則(案)の7ページに各保育園に確認をとって年齢、認定ごとの利用定員をどう定めるかを確認したところこのような数字になった。公立と私立を足したものが益城町計というところで、0歳児の3号認定は97あります。スタート時点で97ある。これは定員ベースで考えていけないといけないのでしょうか。実際は年度末になると大きく超えていますよね。

■事務局

そうですね。

○高林会長

先ほどいただいた待機児保育需要の状況を見ると0歳児が今年度は年度末が来ていないのでわかりませんが、例年の傾向では年度末になると入所が90近くなり、待機児が73ということになっています。今年も10月1日時点の事を出していただきましたが、入所が去年から100人増えている中で待機児が減ったと思ったら変わらずに現在も48人という数が出ています。こうなってくると例年通りに90を超えてきますよね。待機児も増えてくるのではないかと。保育需要は非常に高いわけですね。現在、待機児を全部吸収しようとしたら160ほどの0歳児の枠が必要になると。ただ、これについては全て保育園で見なければならぬというわけではないのでこの数にはならないとは思いますが。待機児童も必ず保育所を利用するとは限らないと。ただし、191から110に再計算して減らしたということは現状でもほぼ100の定員が確保できるのにもかかわらず、非常に低い数字に変更したと言わざるを得ない。しかも5年先をみると、ピークが27年度の119で後は下がっていくとなっています。益城町の出生数は毎年右肩上がり毎年増えているし、合計特殊出生率も増加しています。それでいて再計算の数が妥当かと考えたときに私は非常に疑問です。子ども・子育て支援法は全ての子どもの健やかな成長と全ての保護者の安心できる出産と子育てを保障するというものです。実際に引きあがるかわかりませんが消費税を5パーセントも上げて社会保障分とくに保育の充実分を1兆円近く確保するという内容です。その充実策の柱が今回の子ども・子育て支援法なのです。それでいてこの程度の目標であればどうなのかと言わざるを得ない。前進がほとんどみられず、現状維持のようなものです。委託業者のコンサルが忠実に再計算していただいたのでよく分かりましたが、政府が示した計算式が大事なのではなく、益城町の現実から出発しなければならないのではないかと思います。内閣府の考えてきた計算式に合わせるようでは、益城町の子ども、保護者のニーズに応えられないのではないかと。今日はこの再計算を前提に進めたくない。どれだけ子どもたちや保護者の願いに応じていくかというつもりで会議を進めてきましたが、会議の度に数字が変更される。その都度、政府から計算式等の変更の指示が出て振り回されるようでは、私たちの進むべき道が分からなくなります。再計算の方法についても、私は非常に疑問に思っています。今回の再計算において、人口5万人未満の自治体で0歳児の育休取得率が45パーセントとしています。これは実態に合わない、非常に高い数字だと思います。改めて今回の益城町の調査でどれくらいの方が0歳児の育休をとってい

るのか。これは産休・育休・介護休業中の人を含めた数字ですが、データを見るとフルタイムでは25パーセント、パートやアルバイトの人は1.5パーセントでした。私のメモで示したのは国立社会保障・人口問題研究所のデータからですが、実際に出産前に働いていた女性の育休取得率は25パーセントと出ています。これに対して政府の毎年の発表では育休取得率は90%前後です。しかし、先の研究所のデータが示しているように、ほとんどは一般企業の正社員や公務員等の取得であって、非正規、つまりパートやアルバイトで働いている人たちは産前産後休暇さえも取れない人が多く、育休はほとんどが取得できていないのです。産休なんて望めない。今回の益城町の調査では、産前産後休暇を含めても25%という低い数字なのです。パート・アルバイト就業の0歳児の子どもがいる132人のうち取得中はわずか2人だけでした。大企業が少ない熊本の状況、中小零細企業で働いている人が多い中で、国が示しているような45パーセントも育休を取得できる状況ではありません。国の計算式は、0歳児のニーズを減らすための数字の操作です。今日私が配ったプリントの下に書いてある0歳児の育休状況と入所行動ですが、私の息子は4月に産まれて保育園に入所すると次の年の4月から入所しても0歳児入所となります。ほぼ1歳に近いのですが、1年間育休とって0歳児です。たしかに、1月や2月に産まれた人はそのまま1年間育休をとって4月に入れば1歳で入れます。しかし、年度末に入っていたら空きがない。だからなるべく早く切り上げて前の年の9、10月に入ろうとなるわけです。そうするとやっぱり0歳です。だから、1年育休をまるまるとって1歳で入所するのは現実的に難しい。そういった計算でいくとこの国のやり方はニーズが高く出てきたから下げときましようかというやり方だと言わざるを得ない。この数字を本日確定したいという事務局の話でしたが、やり直さなければいけないんじゃないかと思います。数日前に、課長と打ち合わせしたときは気づきませんでした。後でじっくり見てどういった計算がされているのかを検討したら、実態に合っていないことがわかりました。皆さんにはこの資料は今日配られているので前と比べた違いが分からないかもしれませんが。例えば207とか191という目標は現実的には整備できるかという難しい数字だとは思いますが。去年の年度末の待機児童を合わせたら160人です。全くありえない数字ではないですが、たしかに整備するには難しいでしょう。一方で国が出した1年以上の育休取得者の45パーセントはまったく非現実的な数字ですが、町の調査結果のフルタイムで25パーセントという数字でさえもパート・アルバイトが多いことを踏まえると高すぎる数字です。実際の育休取得率は1割程度ではないでしょうか。そのようにみれば、191から110にまで目標値を下げることは非常にネガティブで前向きでない目標値です。もっと益城町を子どもが住みやすいようにと考えて、これまでの益城町の次世代育成支援計画では「みんなで子育ていきいき親子」という理念を掲げてきてさらに今回の制度によって発展させようというわけですから目標値を考え直していただけたらと思います。事務局いかがでしょうか。

■事務局

先ほど言われましたあまりに0歳児の利用量が多いので国がこういったものを指定したと思います。これに当てはめて計算するとあまりに数字が違いすぎるために。

○高林会長

事務局とも話しましたが育成クラブ、すなわち学童保育も同じです。前回の会議で毎年 20 人ずつ増えているので、目標値はできるだけポジティブな数字を出してくださいと言いました。しかし、これも国の指針が出て、再計算されて、すごく小さな数字になっています。そのため、事務局から郵送された原案を変更した案を今日の資料として出していただいて、実態に近い数字として 2 案、3 案を示しています。仮に予想したほどニーズが高まらなければ、それは結果的にニーズを満たせたとなりますので、それでいいと思います。初めからニーズの見込みを間違えて、小さく見積もり過ぎた、これしか見積もっていないから施策もこの程度ですというわけにはいきません。子ども・子育て支援の理念や考え方を発展させて、目標を掲げる上で、現時点で自分たちをこんなに低い目標に縛らなければいけないのでしょうか。もう少し建設的にポジティブに数字を出しませんか。施設やサービスが本当に足りなければその整備が必要だからという実態と根拠を、こういった計画によって示すことができます。そして、各課から協力いただいて町全体で取り組んでいくことにもつながるのではないのでしょうか。私としては前回の会議の中でこの点を議論したにもかかわらず、このような数字が出てきて足下をすくわれたような気持ちです。今日確定となっていますが、再計算していただいて、もう少し妥当な数字を、前向きな数字を提示いただけたらと思います。0 歳児の保育をすべて保育所で行わなくても良いと思います。家庭的保育を増やすという方針も含めてもかまいません。もちろん町の側では努力をされていて、今年度、来年度で保育所を増設するとともに、ページ数でいきますと(仮称)益城子ども・子育て支援事業計画素案の 31 ページに、前回はなかった計画として 29 年度にも保育所数を 1 つ増やすとなっていますね。これは今回提示された積極的な提案です。

■事務局

27 年度が反映されています。29 年度で一個増やします。

○高林会長

29 年度で 1 か所増やすということですね。益城町としても前向きにされていると思います。地域型事業についても徐々に増やしていく方針ですが 7 か所で行うのだけれども 0 歳児は 18 ということは、各 2 人ないし 3 人ということですか。

■事務局

0、1、2 と 3 つの区分に別れていますので大体そのぐらいです。0 歳児を 10 人とかですね。

○高林会長

それなら 7 か所開設しても 18 人以上は難しいのですね。

■事務局

難しいですね。

○高林会長

今後の増設分を含め、これらを足し合わせると 31 ページの保育所と地域型保育で合わせると 0 歳児の定員が 133 人になります。しかし、今回の整備目標は 110 とされた。そのような低いレベルではなく、0 歳児の整備目標を 140 ぐらいにしたとしても実現可能でしょう。191 と 110 の間でいくと 150 ぐらいになります。実現できないとあきらめる数字ではありません。今回提案された 110 という数字にはリアリティがまったく感じられません。先ほどお話ししたように、利用意向を機械的に減らしただけの数字です。少なくとも現状でも 133 を達成可能なのですから、140 から 150 程度を掲げることも可能ではないでしょうか。皆さんからもご意見いただきたく思います。

○福島委員

実際に人手が確保できるのであれば、公立保育所、私立保育所を増やすと思います。箱物を作って定数を増やすという議論ですが、おざなりになっていることがあります。国や町として計画を出してこの通りにしましょう、というのは良いのですが、実際は厳しい状況です。全国的に保育士の人手不足の問題もあって学生を必死に勧誘する。入所基準の点数制のところ保育士資格を持った働くお母さんを益城町に呼び寄せる点数ポイントの付け方や広域入所などの提案を後からしようと思っていますが、そういったことの改善策が必要です。平成 29 年で保育園を 1 つ建てるのはいいと思いますが、需要を満たすことも大事だと思いますが、申し込みの時点では 0 歳児であっても、いずれ 1 歳児になる。私の両親はもういませんが益城町の地域性は祖父母が近所に住んでいる例があって 0 歳児のときは祖父母に見てもらえる。そこでニーズを満たしている人がいると思う。広安保育園、広安西保育園と二つありますが新興住宅地の中にある広安西保育園に預けている人たちは近所に祖父母がおらず助けが得られない。広安保育園は近所に祖父母が結構いて子育てを手伝ってくれています。地域性を考えるのであればニーズを全部満たすことばかりを中心にするのはどうかと思います。

○高林会長

でも 110 はどう思いますか。これで妥当ですか。

○福島基紀委員

97 人の 0 歳児が 5 年後に 110 ですか。

○高林会長

現在 97 人分確保できていて、待機児を多く抱えているのに、5 年後の目標が 110 と示されている点です。

○福島基紀委員

家庭的保育をいくつか整備する必要性はあるのではないかと思います。

○高林会長

前から言われていますが保育園の数を増やすのは積極的ではないということでしょうか。

○福島委員

積極的に増やしても良いとは思いますが現状の運営上、保育士数が確保できていない。公立もそうだと思います。広安保育園は定員が60名だった。それを町の要望で定員を200まで増やしました。西保育園を作って定員を増やしてくれと町からずっと言われていましたが突っぱねた。職員数の確保が難しいから。他に私立ができて私立はニーズを満たしているからいいのですが。この流れが続けばいいですが職員の草刈り場になるのではないかと思います。うちは200名から定員を減らそうと思っています。人口が減っている状況でニーズとの兼ね合いがどうかと思います。

○高林会長

子ども・子育て会議において担い手の確保といった項目を入れている地域もあります。今日の提案資料では、基本理念や基本目標は前の計画を踏襲しています。今の時代の益城町にあった方針を示して、担い手を具体的にどう確保するのかといったものを入れないといけないと思います。保育士確保は課題ですので、全国の自治体の中にはその点に目を配っているところもあります。理念を示す際には、基本目標だけでなく、基本視点も入れてはどうでしょうか。例えば子ども一人ひとりの人権を保障するということが必要ですし、それが出発点ではないでしょうか。地域性もありますが、子ども一人ひとりの育ちの保障が出発点だと思います。そして保護者、祖父母を含めての支援になります。基本理念の中に入れなければならない担い手の養成という課題もあります。これまでの計画の単なる延長ではなく、今までの子育ての考え方を大きく変えることが子ども・子育て支援法ではないのでしょうか。「子育てモデル」を変えていくチャンスという意味です。少子化対策はすでに行き詰まっています。それを変えていくために消費税を上げてまで法律をつくったわけです。これまでの延長線上では改善はないと思います。保育士の確保は難しいですが、短大を卒業しても半分は非正規として保育士に就く。大学、短大を出ていきなり非正規では辛いですね。しばらくしても正規になれないなら辞めていくのは当然です。私立保育園経営者に言いたいのは、労働条件を改善しないといい人材は確保できません。保育園を新增設するだけの経済的な力を持っている園が結構ありますが、運営費の中から保育士にまともな給料を払って、長く働ける条件を保証していれば、とても新しく建てられるはずがありません。運営費の水準は確かに低いですが、給料を含めた労働条件の改善と保育士確保は経営者の腕の見せどころではないのでしょうか。保育士が確保できないという理由で、低い目標に設定しますという考えでは「子育ての社会化」は進みません。

放課後育成クラブの数字を見ていただくと前回の数字と違っていています。緑の資料の中の二枚目です。これが前回と今回の変更点です。前は就学前の5歳児の利用意向を計算して低学年が451から483に伸びていってなっていました。高学年も179から195となっています。今回の計算にあたって低学年は451が417となり、483が158になり、高学年が168から183に増えていく計算です。何が変わったかと言うと低学年のニーズが半分以下になった。これは、低学年の利用が現在284あるのに、来年度からいきなり147になるというもので、どう考えてもありえないことです。半分の子どもは育成クラブに来なくなるということでしょうか。こういった計算をしているのでしょうか。小学生のニーズを基に計算を仕直したと聞きましたが、1、2、3年生になっている子どもたちの親に利用意向を聞いても、現状の回答しか出てこないわけです。これから小学校に上がる親がどう見ているのかが大事なのです。いきなり利用が半分程度になる、147という数字になるかが私には全く理解できません。放課後児童健全育成事業の案の2はこれを基に計算しているので低学年が来年から147という想定外の数字になります。これは現実的ではないということで、案の3は低学年を299としています。高学年はあまり増えないだろうということで16です。部活動をなくしていく方向を県が出していると聞いていますので、高学年も増えてくる可能性はありますがそれほどではないかなと思います。案の3が妥当で、大体毎年20人は増えているのでこういった線でのよいのではないかと事務局と打ち合わせで話していました。

素案の32ページです。前回、一時預かり事業の在園児対象型以外について議論をしました。幼稚園の預かり保育以外での一時保育、保育園での一時保育です。あるいは子育て支援センターを設けてそういったところで一時預かりすることも考えられます。いずれも益城町では現在のところ実施していません。そのため、ここに上がっている実績の326はファミリーサポートという別の項目に書かねばなりません。37ページの⑩のファミリーサポートセンターに入れるべき内容です。今何が入っているかと言いますと就学時、小学生以上のファミリーサポートセンターの実施状況11名が一時預かり事業に書かれています。未就学児のファミリーサポートセンターの事業の利用状況と目標も本来ここに入るべきです。先ほどの32ページの在園児対象型以外の一時預かり事業は未実施だと本来書かなければいけません。前回の打ち合わせで話したところ5年のうちに新規実施できないかと検討しましたが、ここはどうでしょうか。

■事務局

ここについては放課後児童の資料の裏面に出しています。1は最初にニーズ調査で出た数値を上げています。今回の素案の中の400とかいった数字はファミリーサポートの数字だけを基に割合を出した数字です。集計の見込みの再計算が出ていて5ページをお願いします。下に載っています再計算した数字を資料に書かせてもらっています。一時預かりも確保方策の中に表としては入れておきたいと思います。確保方策の文言の中に付け足した形をとっています。

○高林会長

検討しますということですか。27、28年は検討で29年から実施みたいな表現はできないのでし

ようか。

■事務局

どこでやるかは調整が必要になってきますが。

○高林会長

木村委員どうですか。ファミリーサポートセンターでは受け皿として可能ですか。

○木村委員

町にご相談はしたことはあります。

○高林会長

木村委員としては声がかかるなら前向きにということですか。既存の保育園ではスペース、人手、担い手の問題がありますので簡単にやったださいとは言えませんが、この事業が実現できれば若干の0歳の待機児童のニーズを吸収することができるかもしれません。0歳児のニーズは非常に高いですので、一時保育が整備されるとそれと組み合わせて、おじいちゃん、おばあちゃんの協力を得ながら子育てしていくことを応援できるのではないかと思います。実際これはニーズ調査結果でも高く出ていましたよね。一日あたりにしても利用者が多くあるということです。調査結果は実際のニーズよりも大きな数になっていると思いますが、ある程度のニーズはあるでしょうね。前向きに検討ということによろしいでしょうか。木村委員何かご意見ありますか。

○木村委員

一時預かりについては前回会議のときにニーズを見てなんとかできないか思いました。そこで0歳児の待機を少し解消できるのではないかと感じたので課長に少しお話をしました。

○高林会長

前回、今回の意見も含めて子育て会議の中で出た意見を取り入れていただいています、今回の提案にしっかり反映していただけたらと思います。

他いかがでしょうか。福山委員、渡邊委員は学童クラブについて何かないですか。学童はまだ足りないのではないかと、担い手の確保とか計画に入れて欲しいというのがあれば。

○福山委員

指導員の先生方の人手不足が多いですね。

○福島委員

眠れないときがありますね。一年中ですから。

○渡邊委員

幼稚園、保育園の先生は仕事に就かれていますので、子育てに落ち着いた方で資格のある方が学童に子どもの相手をしたりするのが好きだから来られる。短時間の仕事で来られますがなかなか毎日お願いしますというのは難しい状況で体調とかも考えてしなければいけないのでなかなか手がないですね。

○高林会長

未就学の保育にしても、学童についても、担い手の確保が課題だということを計画に盛り込んでいく方向で進めていけたらと思います。

○福島委員

独自の町内での資格、定期的な研修を開いてある程度の数をこなした人はこの町での保育をできるような体制を考えてもいいのではないかと。資格がないといけないことに拘ることは難しいのかもしれませんが。

○高林会長

例えば清掃とか補助的なことを資格が無い人に切り分けてしても難しいのですか。保育園という保育資格となりますからね。地域型とか学童については資格が無くてもいいですね。

○福山委員

そうですね。補助は資格がいらない。

○木村委員

益城町が育成するために就学の補助金を出す方式で、採用後の何年かは町で仕事することを条件とするみたいなものを独自にしてみてもどうかと。社協ではやっている。町ですれば町に戻ってきてくれるかなって。

○福島委員

うちにも一人います。専門学校に通いながら資格を取っている子もいます。できるならうちに就職お願いねと言いますが無理は言えないので。

○木村委員

授業料は園で出されるのですか。

○福島委員

しっかりと働いているのでその給料で払っている。頑張っています。

○高林会長

その点で実のある成果がでるような人材の育成と確保を目標としていれていかないと回っていかないと。他にご意見ありますか。谷川委員いかがでしょうか。

○谷川委員

0歳児の需要は受け入れる現場、施設環境も含めて0歳児の定数もあるので保育士の確保の問題もあると思いますが、現場でどれだけ受け入れられるかの問題もあるかと思っています。ギリギリの状況でこれ以上無理ですという状況でやっているのが現状なので確保するのはわかりませんがこういった段階では受け皿の部分は大事だなと思います。いろいろなことを考えて施設運営をしているわけですが、施設設備や人的配置もしなければいけない。どれだけでも入れれば良いという問題ではなく安全第一と常に思っているわけですがその中でニーズも図っていかないといけないし、親のニーズに応えなければいけない。保護者のニーズは多種多様で入所を受けたので明日から来てもいいですかと聞いてくる保護者の方もいてそれに対して、何月何日以降じゃないと駄目と答えていかないといけない。本当に小さい子を預かりしたい気持ちはありますが新しく受け入れた子以外にも多くの子がいますのでその対応をしないといけない。人の確保も大事ですがいろいろ考えていかないと需要がありますと言っても展開していくのも難しいかなと思います。生産性の向上を考えれば女性の職場進出とか働く支援もしなければならないと思いますが、私たちも働く母親であり職員も子育てをしている世代ですので全体的に考えて釣り合わせていかないと考えながらこの会議に参加しています。明快な解決はないが町や国の単位で施策は考えていると思いますが、全ての方にお応えできるようになれば良いのですがそれにはハードルが高い。現場の人間としては課題が残っている現状です。

○高林会長

日本の保育政策というのは保育所に何でも重くのしかかり、基本的な制度が不備なので保育所に肩代わりさせたり、しわ寄せしていると思います。低い育休取得率が出ているような現状を変えて、もっと育休が取れたら保育政策の内容も違ってきます。ヨーロッパで少子化克服しているのはフランスですがフルタイムであっても週35時間労働です。パートタイムでも正規職と同じ待遇を受けるので、生活は不安定ではない。短時間勤務でも生活できます。日本とフランスの違いは、働き方が根本的に違うことです。フランスに子育て施策を見学に行っても何も分からないと、長年フランスに住んでいる日本人が言っています。ではどこに違いがあるのかというと、働き方が人間らしいこと、それがカギだと言います。そうであれば、それをベースにして国が保育制度を作れます。ただ日本はそうっていない。熊本市は中小企業の経営者が頑張ったからといって労働時間や賃金がなんとかなる問題でない。子ども・子育て支援計画の中にワークライフバランスを掲げている計画もありますが益城町だけで労働時間を短くすることはできませんよね。自治体レベルではかけ声だけで終わります。夫の賃金が下がっている中で共働きしたいという子育て世帯は増えています。だから働かないでくださいとも言えません。私の子どもが通う保育園の園長

は癌で倒れ、主任は脳梗塞で倒れました。保育士は無理をし続けています。そういう現実の中でどうしていくのかをどこの会議でも話して来ていると思います。地域とか現場からの発想を大事にしていかなければいけないと思います。

深草委員はどうですか。

○深草委員

この会議の方向性が見えない。最初に私たちがここに集まったときに子どもたちの育成を大事にできる会議と思ってきました。基本理念の中に子どもの人権をいれてはどうかという意見がありました。生活していく上で稼がないと生きていけないので量の見込みやニーズも大事だと思います。しかし、それを満たしていくと子どもたちの人権はどうなのか。子どもたちは親から離れたくはない。一緒に生きる時間が長いと子どもたちは安定しているし、幸せだと思います。親のニーズを全部受け止めてしまっているのでしょうか。ニーズには応えないといけないがニーズに応えつつ子どもは親が育てるところを発信していけるようなものになれば良いなと思います。

○高林会長

私も保護者です。私は時間の融通が利く仕事なのでできるだけは早めに迎えに行きますが、人によっては実際に土日や時間外も共働きしている人はいます。子どもにしわ寄せして悪いなど思うこともあります。かといって保育園で子どもが育たないかというところは思わない。私は保育園に預けている子どもが可哀想だとは全く思わない。

○深草委員

だからそんな感じに思っている保護者は大丈夫です。保護者もさまざまで、保育時間が7時30分から19時まで預けられますが時間の限界まで預ける方がいる。実際にそこまでは必要ではない場合もあります。来年度から新制度になり保育時間の調整がきくかもしれません。もちろん、園は預かっている中で一生懸命やっています。その子たちはお母さんが早く来てくれることを待っている。もちろん預けられている方が一生懸命子育てしていないというわけではないですが。

○渡邊委員

学童もギリギリで来られたり、時間を過ぎてこられたりもあります。

○高林会長

その点でいきますと親を支援するという視点を入れることが大切です。親育ちの家庭を支援していきましょうと入れてもいいと思います。私も保護者会の会長をしましたが、保護者会のつながり、経験を共有し、子育ての先輩たちから話を聞けるのは大きい。そういったことを含めて親育ち、親支援の視点を入れてはどうでしょうか。それを保育園にしなさいというのは無理があります。地域の中で親をサポートしていくようなものが必要じゃないかと思います。

重浦委員はどうですか。

○重浦委員

益城は恵まれていると思う。人数も増えているし保育園も多くて。人口が増えていく中で対応していかなければいけないところがあります。ここで話が出ただけではなく実際に動いてほしい。仕事をする人たちが足りないなら資格を取るための補助をしたり講習会をしたらどうかと思いました。人がいればどうにかなるところがあると思う。命を預かる仕事だから簡単にはできないとは思いますが。

○高林会長

子育て中の保育士が保育園を利用できないのは大変なことです。益城町にそれはないですか。待機児の中に保育士として働きたいが保育園に預けられないって人はいませんか。

■事務局

なかには保育士の方がいました。ある程度は入れたかと思います。点数が高い方は。

○高林会長

高い優先順位を与えてしまうと他の町民から意見がでるかもしれませんが担い手が不足しているので入れるような対応を取っていただくとよいと思います。町内に人材があればのことですが。岡本委員いかがでしょうか。

○岡本委員

子育て支援と話をしていますが、親育ての支援も大事かと思います。親の考え方で自分を優先して保育園に子どもを預けている親もいます。そういった親に対して何が大事かを益城町として教えていく機会を与えてほしい。子どもと関われる時間は小学校ぐらいまでだと思うので。そういったことを益城町で教えてほしい。

○高林会長

両親学級みたいなのはありますか。出産前のものだけですか。

■事務局

ありますね。

○高林会長

産まれてからのものはないですか。保育園を利用する人たちばかりではないので子育てについて親も育っていく上での支援策はありますか。

○木村委員

社協で親育ち講座をしています。子ども課で去年までしていた。

■事務局

去年まで子ども課でしていました。今は社協に頼っていますが。親育ち講座、すこやか広場というものをしていました。

○高林会長

そこはどんな形ですか。

■事務局

子育てに悩んでいる人が集まって会員から情報を聞いてアドバイザーがいてアドバイスをする。

○木村委員

保護者が自分たちで育てられるような。もう6回ありましたね。

○高林会長

保育園で学習会など保護者が話し合う機会もありますか。案外来てほしい人が来なかったりしますが。学習会と給食の試食会の間に保護者会の話し合いを入れるなどして、プログラムをうまく組み合わせようとしても帰れない状況をつくるなど工夫されているところもあるみたいですね。この点は社協がやっているということなので計画のどこかに入れ込むことも可能ですか。

■事務局

それはできると思います。

○高林会長

分かりました。飯星委員はどうですか。

○飯星委員

どこに重きを置いていいのか分からない。預ける側も受け入れ側も大変。出口が見えない。

○高林会長

ここは難しいですね。私たちが対立すべきではないですね。それぞれに守らなければならないところもあるので難しいですが。

森田委員いかがですか。

○森田委員

数字とかが出てきてよくわからない状況です。関係ないかもしれませんが別の会合で看護婦の会合に出かけて教育と女性が社会進出するためにというフォーラムがあったので出かけたときに韓国の話を聞きました。女性が社会に進出しているので子育てはどうなっていますか、待機児童はどうですかと聞いたら、待機児童はいませんと答えが返ってきました。なぜかと聞いたら韓国では法律で企業が託児所を設けるようにできているので待機児童はいませんと聞きました。国の政策ですね。下からものを言っても、とも思いますがそれじゃいけないですよ。家庭教育もしていないといけないし、何が一番問題なのかが分かりません。

○高林会長

この20年の国の保育政策の遅れによるツケが地域や子育て世帯に回ってきて、少子化もすすんでいます、子育て自体が行き詰まっています。

吉川委員いかがでしょうか。

○吉川委員

国の政策もおかしいのではないかと思います。ここにきて計画の数字を変えることがおかしいです、町もどう考えているのもわかりません。消費税の2パーセントを財源にあてるのもどうなるのか。皆さんがお話することがずれてきてどうやっていいのかわからない状況になっている。そこに来て目標数値を確定しないとけない。子どものためにどうなるのか話をしているのに何もわからないまま確定するのはどうなのかと思います。

■事務局

高林会長がおっしゃった0歳児の見込みはもう一回見直します。この数字が変わりますと27年から31年全て変わりますので今日は無理です。

○高林会長

基本理念、基本目標も練った上で案を考え直したほうがいいかなと思います。

田中委員いかがでしょうか。

○田中委員

数字ばかりで難しい。あまり分かりません。理念的なもの、自分が経験してきたことしか言えないので。数字だけの世界では意見は出ません。

○高林会長

素案の22ページですが前回の益城町次世代育成支援行動計画がありまして、これが後期計画で今年度切れます。この理念が「みんなで子育ていきいき親子—いきいき親子をみんなで支

えるまち」とありますが前期計画から共通しているようです。ほぼ 10 年これできているのですね。数字の世界に追われてきているのでこの部分は十分に案として練られていないのではないかと感じます。前の計画は 10 年たったので、子ども・子育て支援計画は基本理念を改めて考えてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。本日の案では理念を継承していくということですが、これまでの基本理念は表題と副題が重なっています。もし継承していくなら副題を変えるなり、副題は残して表題を変えるなりの方がいいのではないのでしょうか。みんなで、いきいき、は重なっていて、「支えるまち」が違うだけなので。私が考えたのは「安心して産み育て健やかに育つことを支えるまちづくり」と一般的な内容ですが、もう少し理念についてご意見ありましたら聞かせていただきたい。

○福島委員

益城町役場のホームページを見たら今度から何回かに分けて会議がありますよね。町の総合計画を決める会議があるらしくそれは公募ですのですね。

■事務局

それは町の総合計画ですかね。

○福島委員

総合計画の中での子育ての項目について話し合うのですか。私はホームページを見たから分かりましたが町報とかには載っていなかった。オープンじゃないところで決まっていくので私たちも注意してホームページを見なければいけないなど。

○高林会長

その理念と全く連動していないのはどうかと思いますが、それがそのままこの計画にも影響するのでしょうか。

■事務局

一番頭の部分は一緒だと思います。

○高林会長

総合計画の中に「いきいき親子」みたいなのは入っているわけですか。

■事務局

入っていると思います。

○高林会長

そちらが決まるのはいつぐらいになりますか。

■事務局

まず、この子ども・子育ての案を作ってしまうなければならないのと、他の課、生涯学習、学校教育とか健康づくり推進と打ち合わせしていきません。どのあたりを継承するのか今度出したいと思います。

○高林会長

継承させるふんと発展させるふんはあっていいと思います。

それでは量の見込み、確保方策についても再度提出いただくということとします。

2. 議事

(2)保育の必要性の認定の基準(案)について

○高林会長

では議事の(2)の保育の必要性の認定の基準(案)について事務局から説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

○高林会長

皆さんからご意見をいただきたいと思います。保育必要理由のところにてでている数字と保育必要量とありますが、それに保育標準時間と保育短時間がくっついていますよね。これも点数 10点か 8点かを加えるという案です。つまり 10点が標準時間で 8点が短時間です。標準時間のところを 10と見てください。短時間は 8と見てください。これを足し合わせる。例えば、求職活動の人は 5点とありますが 5点短時間の 8点を足すということです。13点で一人親だったら次の 15点を足して 28点になる。標準的な夫婦共働きのフルタイムであれば一番上の 10点で、夫婦で 20点標準時間を加えて 30点。一人親の求職活動をしている人は夫婦共働きには達しないことになります。30点と 28点なので。

○森田委員

障がい児の子どもが 2点なのはなぜですか。お母さんが家にいるからでしょうか。親支援という意味では障がいの程度によりますが。

■事務局

今までは 10 ページの入所基準で扱っていました。この点数で優先順位を決めていました。今度は国の示した保育の必要生に関する規則から持ってきて新しい基準表が 5、6 ページで、点数を益城町で今までのデータを参考にしてつただけです。点数は変えていただいで結構ですので。そういうことをお願いします。

○高林会長

その点数の差で入れるか入れないかが決まるということです。

○福島委員

谷川先生も一緒に答えていただきたいですが、障がいもいろいろあってダウン症、多動の子とありますが一定程度だったら保育士が 3 人に 1 人つくとなっています。これも保育園の先生の数に加わります。以前在籍した園児は一对一でつかないとやれない状況でした。そうすると、他の子どもたちの保育はできない。点数が 5 点 10 点高くなれば優先的に点数が高い人を入れなさいとなりますよね。

■事務局

点数が高い順ですね。

○福島委員

高い順としても、今までは調整してやっていますが。

○森田委員

私が言いたかったのは障がいの程度があるから一概には言えませんが、例えば知能には問題が無い人でも一对一にしないといけないのかもしれませんが、多動だったり自閉症だったり親が精いっぱいのところがあります。その子たちは点数が低いから入れませんと言うとお母さんたちがいっぱいになる。

○福島委員

だから 2 点ついていると思います。他の条件プラス 2 点なので。働くことプラスの 2 点なので。子どもから解放されると明るくなる保護者は沢山います。

○森田委員

親支援のこともあるので少し低いかなと思いました。

○谷川委員

障がいがある子どもを例に考えると私たちのところでも受け入れを続けていますが、当然特別支援に該当する子どもであれば、保護者の要望にお応えしいろいろな関係機関とのつながりの中で保育所の中で支援しています。それが良い育ちにつながるのではないかと考える場合は受け入れをさせていただいていろいろな関係機関とつながりを持つ。加配が必要な子どももいます。正規職の配置が難しいのであれば非常勤、臨時で対応はしています。大変な状況で子育てをしなければならない状況でも保育園で預かっている間お母さんにリフレッシュしていただくと更に子どもにも善い影響がでると思います。そういった位置づけをして受け入れている状況なので点数が高い低いにかかわらず、ここの何年かは充実してきているのではないかと思います。子どもを自宅で見ている就労をしたくてもできない方がいるので、点数も優先順位が高くなっていくと思いますが、そういった部分では対応してきています。今後もそういった取り組みをしていきます。

○高林会長

確認ですが140時間以上フルタイムの人で10点の人は夫婦の場合、一枚目の保育必要理由と標準時間で夫婦は40点になりますか。一世帯につき子ども1人とみるのですか。

■事務局

一世帯に子ども1人につきです。

○高林会長

一人フルタイムで一人パートだったらどっちにつきますか。標準時間か短時間か。妻がパートだったら短時間になりますか。障がい児が2点なのでそこで変わってきますよね。2点はそんなに高くないので。夫はフルタイムで10点にして妻は障がいがある子どもがいて一日5時間のパートで働いている場合は100時間なので8点です。8点で保育短時間が選ばれると点数が落ちてくる。2点加えても障がいがない子どもの夫婦に追いつかない。

■事務局

ここは子ども課でも議論がありました。保育標準時間と短時間は10点と8点の式に入っていますが、ここはそれぞれ0点にしようかと思っています。この式の中にいれないほうがいいのではないかと。

○高林会長

規則で特段そういったものが求められていなければ。

■事務局

そこは市町村の判断です。

○高林会長

そうであればより複雑になりますのでなくてもいいならシンプルにさせていただいたほうが良いと思います。これを0点にした場合2点は、5時間ぐらいのパートで働くとフルタイムと同じ時間ぐらいになります。優先とは言えませんが同じぐらいに引き上がります。これが一日5時間だと良いですが4時間なら下回っていきますね。

○深草委員

それは年齢もあると思います。1、2歳児と5歳だったら年齢的なものは加味してほしい。

■事務局

それにつきましては保育必要理由の5ページの一番下のその他に就学前の子どもは優先するとなっています。行き場のない5歳児はよくありませんので。

○高林会長

ここで調整いただくということでよいでしょうか。多動や自閉症の子どもの幅がありますので一概に言えませんが2点はもう少し上げて良いのではないかと思います。

■事務局

申し込まれて入れれば問題ないですが誰かと競合した場合2点加えていても同点になる場合はその他の調整で障がいの程度を加えて判断しようかと思います。

○高林会長

その他の部分で調整することによって、障がいの程度を考慮するということですね。

■事務局

限度はマイナス5点からプラス5点で際限なく点数をつけることではないです。

○高林会長

調整ができるということで良いですか。もう2点ぐらい上げたいですね。

■事務局

それはここで議論してください。我々は2点としています。

○福島委員

障がい者手帳の職員配置の加配の基準は。

■事務局

3人に1人です。

○福島委員

障がい者手帳の何級かでしょう。子どもの障がいの程度は。

■事務局

すみません。覚えていません。

○高林会長

認定されないといけないのですか。

■事務局

そうですね。療育相談所で意見書がもらえれば。

○高林会長

多動だとか ADHD は早く診断が出ないのでグレーの子は沢山いますよね。加配は出にくいわけです。

○福島委員

障がい児という言葉に幅がありすぎて。

■事務局

程度によってですから。

○高林会長

結局障がいがあるから仕事ができないということで点数が落ちてしまいますね。その分引き上げてあげないと。自閉や多動の子の場合は加配がつけばいいですね。障がいの程度に応じて、その他で調整いただくことを確認していただいて運用を図っていただきたい。

○福島委員

就職活動中と就労に関して前から疑問でしたが就職活動中は就労したいということですよ。だから働いている人が優先的だとは思いますが。結局就労している人が優先はしようがないと思いますがその差もつめていいと思います。プラス1点とかでも。就労中の一番下ぐらいにまでは上げていいのかなと。

○高林会長

一日4時間週4日で52時間が一般的ですが。就職活動も大変です。就労の一番下の点数まで上げますか。苦勞していますよね。子どもをかかえて仕事を探し、仕事を見つけてから保育所を申し込むのは大変です。6点ぐらいでいいのではないのでしょうか。

■事務局

では6点ということで。

○重浦委員

妊娠出産のところですが7点になっています。これも就労している6点を超えています。もしここで入られた方は継続して利用する場合育休にも関わってくることなのかなと。出産して仕事見つけてそのまま預けて。期間があるのかなと思いますが。子どもを見てもらっている間に仕事を見つけて働けば継続となりますよね。就労の人たちを追い越して飛び越えていきますよね。

○高林会長

これはどういった提案になりますか。妊娠出産のポイントを減らすことでしょうか。上の子が保育所に入っていて二人目を妊娠・出産した場合でしょうか。

○重浦委員

それは育休にかかってくるかと。

○木村委員

最初残っているひとはそのままいるでしょう。残っていますよね。育児休暇中も。

○高林会長

これはどういった意図でしょう。産まれていない子を出産予定日の前後から入所はありえますか。

○木村委員

それはありえない。申し込みだけです。申し込みの数で言っていますか。

■事務局

申し込みと言いますか出産予定日は母子手帳に書いてありますので。その前後の入所を認めることができますので。そういった理由で申し込む方は7点ですね。

○高林会長

例えば2か月早く産まれたとして出産後3か月後から預かるとなるとこういう制度もあると良いってことですか。

○福島委員

上の子がいるからでしょう。上の子を預けるということですよ。

○木村委員

二人目を出産するために預ける方ではないかと。

○高林会長

妊娠出産と育休を合わせて考えているのではないですか。出産前の2か月から休む人いますよね。そういったときに保育園に入れなくて継続できるように。育休は出産後ですよ。産前産後の後ですよ。産前産後の間の保育の必要性を言っているのではないかと。第二子のことではないでしょうか。継続できるようにということではないでしょうか。これが低くなると退園、退所となりますので辛くなります。

○福島委員

点数が高いってことを言われていますよね。

○高林会長

ただある程度点数がないと退所、退園はきついと思います。まず3か月で復帰して、新しく職を探すのも大変です。一応継続していけるようにです。これの入所基準の一覧は申請者に公開されますか。

■事務局

申し込んだ人には配ります。

○高林会長

いずれにしてもここでちゃんと話しておかないといけません。他はいかがでしょうか。

■事務局

6ページの優先利用事由ですが、益城町内の保育所、幼稚園等に勤務する子どもということでここに5点を入れてみましたがこの議論をお願いします。

○高林会長

ここは重要だと思います。

○福島委員

ここで提案したいのは広域入所の保育施設の確保ができるのであれば考えていただきたい。優先的に保育士で町内に働くのであれば広域的に預かる。保育士の子ども預かれば保育士一人いれば0歳児はプラス2人預かれる。つまり1対3で保育できる。1歳児、2歳児であれば自分の子どもを入れてプラス5人は預かれるので、1対6で。そこを優先的にポイントをプラスして、その広域入所の条件として益城町に勤めていて住まいの近隣の保育所に預けることができないのであればその人の点数を上にして益城町で預かることはできないのかなと思います。

○高林会長

2点あって益城町の保育所、幼稚園の勤務する職員の子どもの点数。更に町外からの広域入所を認める。その方が保育園に預けて保育所に勤めることによって他の子どもを預かれるようになる。町外の子どもを引き連れて保育園に入れるといった意味では町民の方の理解も得られやすいかもしれないですね。

○福島委員

今は住んでいるところの町村に預けて通われるわけですね。

○高林会長

益城ならこういった制度があるので入りやすいと。益城で働いて益城に子どもを預けよう。

■事務局

ただ、町外の子ども受け入れとなりますかね。

○高林会長

勤務先は益城です。

■事務局

広域といえば広域になりますね。広域の点数といいますか、住んでいる市町村から許可をもらわないと駄目で。向こうからいらっしゃるのでこっちで点数をつけられない。

○高林会長

熊本市は助かるのではないですか。待機児童が減るので。もし可能であれば熊本市に確認していただいていいですか。もしそういったことがあれば対応してもらえるのか。無理なら無理で可

能性があるならまた保育士確保の一環としてです。

○福島委員

保育所に限らないと思います。認定こども園とか幼稚園とか学童にも勤めてもらえるから。

■事務局

相手方の市町村の認定の基準で点数をつけるので益城町が肩代わりするのはいけないでしょうね。

○高林会長

保育士を引き抜かれるわけですからね。

■事務局

他の市町村のために枠を使う。良い影響はあると思いますがこの審査とは別のところになりますね。

○高林会長

町内の 5 点はどうですか。パート保育士でも来てほしいなら少し点数を高めにしておけばそれによって複数の子どもが入れる可能性があります。それだけ飛び抜けて高いのは公平といえますか。枠はあっていいと思いますが、国が示した規則にはありますか。

■事務局

町長が認めれば。

○高林会長

ここで議論すれば町長が認めるだろうということですね。規則に項目はなく、国が示しているわけではなく益城でやっていいのですね。では点数は 5 点でいいですね。優遇されている懸念がありますか。

■事務局

点数が高すぎるといろいろ問題になるのでバランスをとって 5 点をつけています。

○高林会長

わかりました。最後に障がい者は 3 点になりませんか。

■事務局

皆さんが3点と言うのであれば3点で。

○福島委員

障がいの程度によって再分割するのはどうですか。

○高林会長

それでいいですか。療育手帳、障がい者手帳があつて加配が取れるのなら園としても受け入れの可能性が高いので手帳ありが5点で手帳無しが2点ですか。でも、手帳有りでもきついですね。小さい子の場合は手帳が無い場合もあります。できれば手帳の有無にかかわらず、できるだけ広く加配を認めていただける措置をとっていただければと思います。認められないまま保育園に負担がくると保育園の負担になります。

■事務局

そこはその他の調整で。

○高林会長

そこは運用上で解決していただくということをお願いします。他にないですか。

では議題の(3)利用定員(案)について。これは各園に確認をとって新しい制度の場合は何号認定とわかりますのでその定員を定めていると。何か問題点はありますか。

■事務局

町立保育所のところですが今現在は認可定員が100のところは95、75のところは65と今現在の認可定員になっています。これは12月ごろ100と75に申請予定です。今まで数年間利用状況だったので引き上げる必要があるのこのようにします。

○高林会長

職員配置は。

■事務局

今現在のままです。現状が100と75なので。認可定員の95と75は変えなければいけない数字です。

○高林会長

結局それを基準にしてもそれを超えて120パーセントとかになるのではないですか。

■事務局

120 パーセントの枠はありません。面積、保育士の数が満たしていれば入れられます。

○高林会長

定員オーバーして入れても職員配置も足りているのでしょうか。現実には職員は足りていないでしょう。

■事務局

それが 7 ページで 8 ページは地域型保育と幼稚園について書いています。これも各施設に紹介して確認をとって作っています。

○高林会長

今後 4 つぐらい増やす予定の地域型保育も 0 歳児を 3 人ずつ確保していただくともう少し増えませんか。それだとあまり変わらないですね。これはそれぞれの園でされるということですね。よろしいでしょうか。

では進みます。(4)の町立保育所の開所時間(案)についてです。

■事務局

(事務局説明)

○高林会長

現実に準備が整わないので土曜日午後の延長保育は平成 28 年からになるということですね。

■事務局

そうですね。今度新しい制度で保育所は土曜日を 11 時間保育にしてくださいと言ってきています。今説明がありました通り私立はやってもらっています。町立はまだです。早ければ来年度からできますが遅くとも 28 年からやりますということでご了解を得たいなということです。

○高林会長

どうでしょうか。よろしいでしょうか。職員を増やすということですか。

■事務局

いろいろ問題がありますのでそれをクリアしなければなりません。

○園長先生方

土曜日も平日と同じってことですか。

■事務局

そうですね。言ってきていることなのでしなければならぬことです。

○園長先生方

それに対する対応を考えていかないといけないのですか。

■事務局

はい。対応を考えています。

○園長先生方

広安保育園は全クラス平常保育でやっていますよね。

○福島委員

土曜日は希望です。

○園長先生方

開所時間を 11 時間ということですね。

○高林会長

子どもが誰もいなければ職員は帰って良いのですね。

■事務局

はい。

3. 閉会

○高林会長

よろしいですか。土曜日午後の延長保育は一年間猶予期間があるということです。それ以外について特段なものもないですか。なければ今日の議事は終了です。忙しい中集まっていたいでいるのでこの会議の議論を計画の中身に反映してほしい。

次回の予定はいつですか。

■事務局

12 月を予定しています。

○高林会長

分かりました。それでは以上を持ちまして終了いたします。お疲れ様でした。